

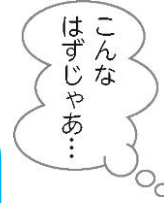


消費生活センターくらしナビ

眼鏡の形をした拡大鏡～眼鏡の形をしていても眼鏡ではありません！

事例

新聞の広告を見て眼鏡の上から装着ができ、両手が使えるという眼鏡の形をした拡大鏡を注文した。遠近両用の眼鏡の上にかけて使用したところ、広告の案内とは違い、手元がぼやける。大きく見るためには拡大鏡を手で持って距離を調整しなければならない。広告のうたい文句とは違い納得できない。



助言



相談者が持参した眼鏡の形をした拡大鏡の取扱説明書には、拡大鏡であること、「見え方、焦点距離には個人差があります」との記載がありました。また「着用時には鼻の先にずらして焦点距離を調整してください」「正しく検眼し作られた眼鏡の上から重ね掛けしてください」「運転時や歩行時は必ずはずしてください」など拡大鏡としての使用における注意事項も記載されていました。相談者は眼鏡の形をした拡大鏡を動かすことで焦点距離を調整しようとしていたことが分かり、取扱説明書通りに使用することで、相談者の問題は解決されました。

【アドバイス】

老眼鏡など眼鏡は焦点を合わせることを目的としたものですが、拡大鏡は物や文字を拡大する事を目的としたものです。眼鏡の形をした拡大鏡は、裸眼に比べて視野の中心部の文字ははっきり見えますが、その一方で、視野の周囲の文字がぼやけて見えます。視野の周囲の文字がぼやけるのは拡大鏡の一般的な現象です。最近では、倍率を選べる拡大鏡もありますが、眼鏡の形をした拡大鏡は、個人用に調整された眼鏡ではないため、眼鏡と同等の使い勝手は期待できません。なお、老眼鏡など眼鏡の上から装着出来る拡大鏡もありますが、市販の簡易型の老眼鏡の上からかけた場合、良く見えないことがあります。

眼鏡の形をした拡大鏡は、あくまで拡大鏡であるということをよく理解した上で購入を検討しましょう。

イラスト：消費者庁イラスト集より

相談専用電話 **6998-3600**

守口市消費生活センター（守口市役所内）

相談時間 **午前 9 時 30 分～午後 4 時 30 分**

土・日曜・祝日の相談窓口は、

消費者ホットライン **188**（局番なし）